

令和 8 年度

第 1 回飯田市土地利用計画審議会・第 1 回飯田市都市計画審議会

日時：令和 8 年 7 月 3 日（金） 9：30～

場所：飯田市役所 C311・312・313 会議室

1. 開 会

9 時 30 分

○手塚 定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回飯田市土地利用計画審議会及び第 1 回飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の手塚と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、市長の出席についてご案内申し上げます。本来であれば、冒頭より出席させていただくところではございますが、急遽他の公務が入りましたので、少々遅れての出席となる予定です。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料は、「会議次第」、「審議会委員等名簿と座席表」、「当日配布資料 1 から 5」でございます。資料に不足などございましたら事務局までお申しつけいただければと存じます。よろしいでしょうか。

2. 新任委員の紹介

○手塚 続きまして、今回より新たに審議会委員としてご参画いただきます方をご紹介します。

まず、昨年の 12 月に実施いたしました委員改選において、新たに審議会委員に就任いただきました方のうち、今回初めて出席される方をご紹介します。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場にご起立ください。

まず、上郷地域まちづくり委員会より、北原 重光 委員です。続きまして、飯田短期大学より、岩瀬 彩香 委員です。

続きまして、関係行政機関の長としてご参加いただいております委員のうち、4 月の人事異動に伴い、新たに就任された方をご紹介します。まず、飯田国道事務所長の松枝 真吾 委員です。続きまして、天竜川上流河川事務所長の赤沼 隼一 委員です。続きまして、南信州地域振興局長の大日方 隆 委員です。

任期は、他の委員の皆様と同様に、令和 9 年 12 月 14 日までとなりますので、よろし

くお願いいたします。任命書につきましては、任命通知とともに送付させていただいております。議席番号につきましては、前任の方の番号とさせていただきます。

以上、新任委員の方のご紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 開会あいさつ

○手塚 それではここで、小倉建設部長より、開会のご挨拶を申し上げます。

○小倉建設部長 皆様おはようございます。先ほど司会より申し上げたとおり、本来であれば市長より開会のご挨拶を申し上げるべきところではございますが、他の公務により遅れて出席する予定でございますので、私より開会のご挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年度第1回目の飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開催しましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、新たに審議会委員としてご参画いただく皆様におかれましては、前任者の残任期間を引継ぐ形となりますが、それぞれの立場からご助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」、ご協議いただきます。この案件につきましては、これまでも本審議会においてご協議いただいております、「都市計画公園の見直し方針」を市の計画として反映するため、飯田市土地利用基本方針・緑の基本計画を変更するものでございます。本日は、その変更（案）について事務局よりご説明し、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

活発な意見交換ができますよう、委員の皆様のご協力をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（審議会について）

○手塚 本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件についての審議、都市計画審議会は、都市計画に関する案件についての審議となりますが、両審議会の審議内容が重複することもありますので、基本的には本日のように同日開催とさせていただいておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

（会議の成立について）

○手塚 ここで、本日の委員の出席状況につきましてご報告いたします。土地利用計画審議会委員 11 名のうち 7 名、都市計画審議会委員 19 名のうち 15 名の皆様にご出席いただい

ております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨お伝えいたします。

なお、宮嶋委員、上原委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、宮崎委員から急遽欠席のご連絡をいただいております。また、山田委員の到着が遅れております。

また、本日は専門委員の皆様にご出席をお願いしておりますが、瀬田専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

4. 会長あいさつ

○手塚 それでは、次第に従いまして、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 皆様おはようございます。会長の大貝です。審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会、そして都市計画審議会、両方の委員としてご尽力いただき、ありがとうございます。また、本日から新たに審議会委員となられました方におかれまして、これからお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、審議事項は無く、協議事項が2件となります。先ほど部長からも説明がありましたが、「飯田市土地利用基本方針の変更について」と、「飯田市緑の基本計画の変更について」、これらを事務局より説明いただきまして、皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

なお、この2つの案件につきましては、次回の審議会で諮問を予定していると聞いております。本日はその中身について、皆様のご理解を深めていただければと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願いします。

5. 協議事項

○手塚 ありがとうございます。これより協議事項に入らせていただきます。以降の進行につきましては、大貝会長をお願いいたします。

○大貝会長 協議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いします。

○手塚 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名

の公開について同意いただけるかお伺いたします。

○大貝会長 ただいま説明がありました公開の同意について異議がなければ公開してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。

○大貝会長 それでは、これより協議事項に移ります。協議事項「(1) 飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「(2) 飯田市緑の基本計画の変更について」、両案件は関連していますので一括して事務局より説明をお願いします。

○今村 地域計画課の今村と申します。私からは、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更についてのご説明をさせていただきます。当日配布資料1をご用意いただき、1ページ目をご覧ください。説明が少し長くなりますので、着席してご説明させていただきます。

まず初めに、今回、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更を行う趣旨といたしましては、これまでもこの審議会の勉強会を通して検討を進めてきました、都市計画公園の見直しに関する方針を、飯田市の都市計画マスタープランである「飯田市土地利用基本方針」及び、公園等を含む緑地の保全、推進に関する事項を定めた「飯田市緑の基本計画」内に位置付け、都市計画公園の変更手続きを進めていきたいと考えております。

下段に記載しております、見直しの背景についてですが、飯田都市計画における公園は、昭和28年に最初の都市計画決定がされてから平成5年までの間、合計41箇所が都市計画決定され、令和8年3月末時点での開設率は約75%となっております。しかし、近年開設率は伸びず、未開設の公園の中には60年以上着手されていない公園や、公園予定区域の中が宅地化し、住宅等を含んでいるものも存在しています。飯田市では、これらの問題を解決し、将来にわたり持続可能な公園整備を行うことを目的として、国土交通省の示す「都市計画運用指針」に従い、都市計画公園の見直しガイドラインを定め、それに基づいた見直し方針を整理してきたという背景がございます。

続きまして、今説明の中に出てきました「飯田市土地利用基本方針」と「飯田市緑の基本計画」について、どのようなものなのかご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。「飯田市土地利用基本方針」につきましては、飯田市土地利用基本条例に基づき、飯田市が定めているものとなりまして、市全域及び各地域の将来像と、その実

現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が飯田市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的として策定しています。飯田市では、この土地利用基本方針のなかに、都市計画に関する基本的な方針となる、「都市計画マスタープラン」を定める形をとっております。

3 ページ目をご覧ください。次に「緑の基本計画」についてですが、こちらは、都市緑地法に基づき各市町村が定める、緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画になります。街の緑の将来ビジョンや目標量を定め、それを達成するための具体的な施策をまとめています。緑地のみでなく、都市公園の整備及び管理に関する事項も定めることができるものとなっております。

この「土地利用基本方針」と「緑の基本計画」の関係性についてですが、土地利用基本方針は、市が将来のまちづくりの目標や具体的な方針を定めるものであるのに対し、緑の基本計画は、緑地や公園の整備・保全といった環境に関わる分野に特化した方針を定める計画となっております。最終的な目標は同じになりますが、大きな方針が土地利用基本方針、より詳細な目標や方針を定めるものが緑の基本計画という関係性となっております。

それではなぜ、「飯田市土地利用基本方針」と「飯田市緑の基本計画」の変更を行うのか、という点に関してご説明させていただきます。4 ページ目をご覧ください。今回、最終的な目的として、都市計画公園の都市計画上の見直しが控えております。都市計画法では、市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない、とされています。よって、公園の都市計画を変更するにあたっては、まちづくりの方針に記載される公園をどのように整備していくのかという、基本方針との整合が図られている必要があります。そのため、今回、事前に市の整備方針を整理した上で、土地利用基本方針の変更を行うというものになります。併せまして、公園の整備方針に関する記載のある、緑の基本計画も変更を行います。

続きまして、簡単にこれまでの経過を振り返らせていただきます。5 ページ目をご覧ください。こちらは、これまで都市計画公園の変更について、この審議会で検討を行ってきた経過を示したものとなります。まず初めに、令和5年2月がスタートとなりますが、都市計画公園の現状と課題や、見直しの考え方、具体的な手順についての検討を重ね、「都市計画公園見直しガイドライン」の案を作成し、令和7年2月に正式に公表いたしました。このガイドラインにつきましては、過去の審議会でも扱われてきていただい

ておりますので、詳細な説明は省かせていただきますが、6 ページ目に資料として一部掲載しております。このガイドラインの役割は、飯田市の長期にわたり未開設・未整備の公園を見直し対象として、検証・評価を行う手順を示したものとなっております。6 ページ目、右側に載せておりますフローの通り、見直しの手順として、「必要性、実現性、代替性」について検証し、「存続、変更、廃止」候補に振り分ける流れとなっております。もう一度5 ページ目中段へお戻りください。令和7年2月のガイドライン公表後、このガイドラインに基づき、見直し対象の公園それぞれについて、評価・検証を行ったものを「飯田都市計画公園の見直し方針（案）」としてまとめ、再度精査したのち、令和8年3月末に現在の「飯田都市計画公園の見直し方針」として確定してきております。現在は、先程もご説明させていただきましたとおり、この見直し方針を市の計画に位置付ける段階となっております。まずは土地利用基本方針、緑の基本計画の変更を行い、変更後は、各公園ごと、関係する地元住民の皆様との合意形成が図れた段階で、順次、都市計画変更手続を進めていく予定としております。

7・8 ページ目をご覧ください。こちらの資料は令和7年6月の審議会で案として一度ご覧いただいておりますが、都市計画公園の見直し方針となっております。7 ページ目が見直し対象の公園一覧となっており、8 ページ目が対象公園を地図上へ落とし込んだものとなります。この見直し方針では、見直し対象の都市計画公園を評価・検証し、総合的に見直した結果として、今後どのように整備していくか、という方針として、「存続」「変更」「廃止」候補という振り分けを行い、また、都市公園として「追加」していく候補の公園も位置付けております。長期未着手・一部未開設区域を含む見直し対象の公園として、19 公園。追加候補の公園として、8 公園。計 27 公園の方針を示し、掲載しております。地図上では、見直し対象の公園にのみ、位置がわかるよう公園名を振っており、整備済みの都市計画公園については黄緑色で表示し、公園名は省いております。

ただいまご説明させていただきましたものが、「飯田都市計画公園の見直し方針」となり、こちらを「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」へ位置付けるため、計画の変更を行いたいという次第となっております。

それでは、基本方針本文の変更内容に関してご説明させていただきますので、当日配布資料2をご覧ください。こちらは「飯田市土地利用基本方針」変更箇所の新旧対照表となります。左が変更後、右が変更前の文章となっております。

3 ページ目をご覧ください。公園の整備に関する基本方針の記載となります。変更前の内容に、公園の見直しを推進する事、また、これまでの公園の経過、見直しの

背景についての記載を追加しております。

4 ページ目をご覧ください。こちらには、整備の具体的な内容として、これからの公園整備に必要な視点や、見直しの考え方、見直しに関する方針についての記載を追加しております。

5 ページ目ですが、こちらは土地利用基本方針の資料編に載せる内容として、先程お示しした、「飯田都市計画公園の見直し方針」の図を追加しております。

6 ページ目以降につきましては、その他軽微な変更として、前回変更から数値や標記に変更があった箇所や、文言の修正等を行った箇所を掲載しております。また後程ご確認いただければと思います。

次に、当日配布資料3をご覧ください。こちらは「飯田市緑の基本計画」の新旧対照表となります。先程もご説明させていただきましたが、「土地利用基本方針」は飯田市全体の都市計画に関する基本的な方針等について定めたものであるのに対して、「緑の基本計画」は、その中でも公園及び緑地の保全や緑化の推進に関して、整備方針を定めたものとなっております。

2 ページ目から3 ページ目の中段までは、軽微な文言の修正となっております。続きまして、3 ページ目下段から4 ページ目にかけての、都市公園の整備に関する内容につきまして、これまで計画内に記載のなかった、公園整備を行う上で重要な視点となる、＜グリーンインフラの推進＞、＜公園施設の老朽化対策＞、＜官民連携＞に関する記載を追加しております。

また、4 ページ目中段となりますが、都市計画公園の見直しという項目で、先程の土地利用基本方針の変更と同じく、都市計画公園の見直しについての記載を追加しております。

5 ページ目以降では、公園や広場、緑地等に関する表について、令和8年4月時点の情報に更新した内容への変更を行っております。

当日配布資料4・5につきましては、それぞれの計画の本文へ、変更箇所を反映させたものとなっておりますので、ここでは説明を省略させていただきますが、またご確認ください。

もう一度、資料1へ戻っていただき、5 ページ目、一番下の段をご覧ください。現在は、ここまで説明してきました、土地利用基本方針へ見直し方針を位置付けるという位置にあたりますが、この土地利用基本方針の変更後には、早速、見直し方針で廃止候補とした公園の変更手続きを進めていきたいと考えております。まだ手続きには着手して

おりませんが、今後、計画変更を進めていく予定ですので、本日少しだけ触れさせていただければと思います。

資料の9ページ目をご覧ください。見直し方針において、廃止候補とした4公園の、位置と区域を示した図となります。これまでの審議会でもご覧いただいているかと思いますが、この4公園は、公園予定区域の全てが、寺院に隣接した墓地となっている都市計画公園になります。これらの4公園はいずれも、飯田大火後の飯田市復興都市計画事業によって、墓地を移転した後、公園とするよう計画されたものですが、実現は難しく、未着手のまま現在に至っているものとなります。今あるお墓の移転先の問題や、移転にかかる補償費、用地費について、所有者様全員の理解を得ることは容易ではないと想定されること、また、周辺の既存都市公園により当該公園に求められる機能・役割は十分に代替・補完されているという点から、実現不可として、廃止候補という形で整理しております。今後、関係する地元住民の皆様と合意形成を図った上で、廃止に関する手続きを進めていく予定です。

最後に今後のスケジュールに関してご説明させていただきます。10ページ目をご覧ください。「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更につきまして、8月にパブリックコメントを実施し、10月に再度、都市計画審議会を開催させていただき、変更に関する諮問をさせていただく予定で考えさせていただいております。その後、まずは先程ご説明した4公園の廃止から着手していく予定です。

以上が、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更についての説明となります。

○大貝会長 ありがとうございます。ただいま説明のありました、「飯田市土地利用基本方針」の変更について」と「飯田市緑の基本計画の変更について」、皆様のご質問・ご意見を受けていきたいと思っております。まずご質問を出していただき、その後ご意見を伺うという順番にしたいと思っております。それでは、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。発言にあたっては氏名を告げてからお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 以前から委員を務めている方は、この件についてすでに何回か勉強会を開いてきたところですが、本日初めて参加される方は、初めて聞く内容かと思いますが、何かご質問はありますでしょうか。

なければ、ご意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高瀬委員 高瀬でございます。以前も同じ質問をしてしまったかもしれませんが、当日配布

資料1の3ページ、緑の基本計画のところで、「街の緑の将来ビジョンや目標量を定める」となっておりますが、この「目標量」というのは何か定められているのでしょうか。

○今村 飯田市の都市公園条例において、市民1人あたりの公園面積 15 m²という目標値は定めておりますが、緑被率等につきましては、当市は計画には定めていないという状況となっております。

○高瀬委員 私も少し勘違いしていたのですが、市民1人あたりの面積というのは、見直しによって総面積は少し減ることになると思いますが、結局市民1人当たりの公園面積は増えるということだと思います。なぜ公園を減らすのかと思う方もいると思いますので、そういったところも明示できるといいのではないかと思います。

○今村 見直しガイドラインの作成や、この見直し方針案を作成する中で、今後の推計人口でしたり、見直し後の公園面積の確認も行いまして、数値的な目標を達成できるということを確認した上で今回の見直しという形にはなっておりますが、そういったものも市民の皆様にお示しできるような形で資料を作成するようにしたいと思います。どうもありがとうございます。

○大貝会長 その他何かご意見やご質問はありますか。

○赤沼委員 国土交通省天竜川上流河川事務所長の赤沼です。ご説明ありがとうございました。私も、今のご質問にあったように、この計画を変更することによって市民の生活がどのように変化するかということが非常に気になりました。国土交通省では「アウトカム」という言い方をするのですが、公園の総量としてどう変化するかでしたり、市民の生活はどう変化するかというところで、国土交通省で作成する社会資本整備重点計画でも、公園に関するアウトカムを記載しておりますので、その辺も参考になるのかなと思いますが、目標の設定をする、進捗管理をするというのは非常に大事なかなと思ったのが1点です。

2点目は、リニアの関係で、非常に大きなインパクトがこれから予想される中で、リニア開通による土地利用の変更とそれに伴うまちの構造の変化、それらを反映した公園や緑地の計画の変更といったものが、今回この中に入っているのかどうかという点が気になりました。そこまで先のことはあまり入っていないのかもしれませんが、いずれはそういったことも踏まえつつ、公園や緑地の計画の変更が出てくるのかなと思いながら聞いておりました。

最後、3点目ですが、私は河川や砂防を所管しておりますので、どうしても防災というのは非常に気になります。ここに細かく書くことではないのかもしれませんが、広域

的な公園がいくつか設置されている、計画されている中で、防災の機能がどのように位置付けられているのか気になりました。公園のボリュームとしての計画だけではなくて、公園の質・機能に着目して、特に広域公園や運動公園というのは、きっといろいろな防災機能を有しているのではないかと考えております。特に飯田は南海トラフの地震が発生した際には、法律上の防災対策推進地域に指定されており、震度6強の被害想定がされていると思いますので、住民の方の一時的な避難であるとか、また外から救助・救援などが入ってきますので、そういった意味では救援拠点という位置付けはされているのかと思いましたので、その辺がどのように公園の計画に反映されているのかということに関心があって聞いておりました。具体的に個別の計画にいろいろと反映されているのであれば、それはそれで結構かと思いました。以上意見です。

○大貝会長 ありがとうございます。3つほどご意見をいただいたかと思いますが、事務局から何かあればお願いします。

○今村 先ほど高瀬委員からご質問をいただきました面積の確保につきまして、今正面のスクリーンに投影しておりますが、こちらはこれまでの審議会でご説明させていただいた資料となります。実際に今回見直しをすることによりまして、公園の面積のうち減少するのが約5haとなっております。ただ、新たに都市公園として追加する予定の公園が約4.5haございまして、実際に減る面積は約0.5haとなりまして、公園の面積上はそこまで大きな変化はないということは確認させていただいております。

もう一点、今ご質問いただきました、市民の生活がどのように変化するのかという点に関しましては、今整備されずに残っている公園につきましては、実際に公園として整備していくことが難しい公園となっております。こちらに投資するのではなく、現在すでに整備されている公園の維持管理でしたり、更新の費用に投資を行うことで、公園として持続可能なものとしていく、またはグリーンインフラでしたり、防災上の機能を新たに追加するなどして、市民の方にとってより良い公園になるような変更を加えていくというような方向に投資を回したいという意味がございまして、市民生活にはそのような形で今回の変更の影響が出てくると考えております。

○松平地域計画課長 地域計画課長の松平です。よろしくお願いいたします。今3点ご意見をいただきました件の1点目は今ご説明させていただいたとおりでございますが、今回の見直し方針自体が、長年整備が進んでいない長期未着手の都市計画公園を対象に精査をし、将来的には都市計画公園の整備率が100%となるのを目指して行っていくということが目的となっております。

2点目でご意見をいただきました、リニアの開通を見据えた計画という部分につきましては、今後こういった形で都市の開発等を行っていくかというところにも関連してくると思いますので、そういった部分の計画と整合をとらせていただき、新たに公園を整備する必要があるのかないのかも含めて、リニア開業を見据えた都市計画の変更というのは新たにまた考えていく部分になると考えているところでございます。また、将来的な人口や移住定住の検討もあると思います。

3点目の広域的な公園の機能や、防災機能といった部分につきましては、まさに委員のご発言のとおりでございます。各公園にそういった位置付けがされているものはございますので、そういった機能を今後発揮できるようにしていきたいと考えておりますし、飯田市だけではなくて、県の都市計画公園もございまして、広域的な部分については長野県に整備いただいている部分もございますので、そういったところとも連携を図りながら、防災機能も発揮できるような形で今後も考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○大貝会長 その他何かご意見やご質問があれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

本日はあくまでも勉強会ということです。次回の審議会において、本日も説明いただいた内容を諮問いただくことになると思います。具体的には、当日配布資料2・3のように、新旧対照表が配布されており、赤字の部分に変更箇所ということになります。かなり詳しく見直しの考え方や方針などの具体的な文言がありますので、そのあたりも本日持ち帰っていただき、チェックしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今申し上げたように、この案件につきましては、今後法定手続きを行っていく予定です。特に問題がなければ、次回の審議会でも市長より諮問されることとなりますので、引き続きご審議をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の協議事項は終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。

6. 閉会

○手塚 ありがとうございました。閉会にあたりまして、佐藤市長より一言ご挨拶申し上げます。

○佐藤市長 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

冒頭、不在にしており失礼しましたが、今日はツキノワグマの緊急銃猟の手順等を確

認する研修会が今行われておりまして、そちらでご挨拶をしてから参りました。失礼しました。

本日は都市計画公園の見直しについて、勉強会という形でご協議いただきましたが、先ほど高瀬委員や赤沼委員からご指摘いただいたように、どうしても我々は手続きの話を重視してといいますか、手続きを中心にご説明をいたしましたが、お話があったように市民向けにどう広報するか、なぜこのような見直しをするのか、その結果としてどのような影響があるのかというアウトカムの話をしつかりと広報しないといけないなと思いつながら聞いておりました。ありがとうございました。

先ほど会長からもお話がありましたように、本日の内容につきましては、次回の審議会でも諮問という形で手続きを取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。次回は10月13日の午後という日程で開催を予定しております。また改めてご通知を差し上げますので、よろしく願いいたします。

今後もしろいろな都市計画について、先ほどお話のあったリニアの開通に向けてという話もだんだんとしていくことになるかと思いますが、委員の皆様方には引き続きよろしく願いしたいと思つます。本日はありがとうございました。

○手塚 これをもちまして、令和8年度第1回飯田市土地利用計画審議会及び第1回飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 10 時 10 分